

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
31	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

防府市は、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山口県防府市長

公表日

令和8年10月16日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務
②事務の内容	<p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他区市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③対象人数	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[10万人以上30万人未満]</div> <div> <p><選択肢></p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>1) 1,000人未満</div> <div>2) 1,000人以上1万人未満</div> </div> <div>3) 1万人以上10万人未満</div> <div>4) 10万人以上30万人未満</div> </div> </div>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	健康管理システム
②システムの機能	<p>1. 照会機能 選択した対象者が受けた予防接種の種類、接種日、実施医療機関名等を表示する。個人の属性(住所、氏名、生年月日等)が表示される。</p> <p>2. 入力機能 選択した対象者が受けた予防接種の種類、接種日、実施医療機関名等を入力する。</p>
③他のシステムとの接続	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%;">[] 情報提供ネットワークシステム</div> <div style="width: 50%;">[] 庁内連携システム</div> <div style="width: 50%;">[] 住民基本台帳ネットワークシステム</div> <div style="width: 50%;">[O] 既存住民基本台帳システム</div> <div style="width: 50%;">[O] 宛名システム等</div> <div style="width: 50%;">[] 税務システム</div> <div style="width: 50%;">[] その他 ()</div> </div>
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得(※1)や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。</p> <p>(※1)セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。</p> <p>1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会および情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。なお、本市においては、中間サーバーとの接続連携は、団体内統合宛名システムにおいて行う。</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>8. セキュリティ管理機能 セキュリティを管理するための機能。</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>

③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム3	
①システムの名称	団体内統合宛名システム(基本セット内)
②システムの機能	1. 宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号(以下「統合宛名番号」という。)が未登録の個人について、新規に統合宛名番号を付番する。各事務システムからの統合宛名番号要求に対し、統合宛名番号を付番し、各事務システム及び中間サーバーに対し返却する。 2. 宛名情報等管理機能 統合宛名システムにおいて宛名情報を統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する。 3. 中間サーバー連携機能 中間サーバー、又は中間サーバー端末からの要求に基づき、統合宛名番号に紐づく宛名情報等を通知する。 4. 各事務システム連携機能 各事務システムからの要求に基づき、個人番号、又は統合宛名番号に紐づく宛名情報を通知する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (中間サーバー)
システム4	
①システムの名称	健康管理システム(基本セット内)
②システムの機能	1. 照会機能 選択した対象者が受けた予防接種の種類、接種日、実施医療機関名等を表示する。個人の属性(住所、氏名、生年月日等)が表示される。 2. 入力機能 選択した対象者が受けた予防接種の種類、接種日、実施医療機関名等を入力する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()

システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表14の項

5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<div> <div>[実施する]</div> <div> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> </div>
②法令上の根拠	(情報照会の根拠規定) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25,27,28,29の項 (情報提供の根拠規定) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25,26の項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健こども部健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
7. 他の評価実施機関	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種情報ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の対象者	
	その必要性	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の接種記録等の管理を適正に行う必要がある
④記録される項目	[10項目以上50項目未満]	＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) [] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [○] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()
	その妥当性	1. 識別情報 対象者を正確に特定するために保有 2. 連絡先等情報 正確な本人特定のため、予診票等に記入された情報と突合するために保有 3. 業務関係情報 予防接種履歴管理を適正に行うために保有
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	令和3年5月1日	
⑥事務担当部署	保健こども部健康増進課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☒ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☒ 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市区町村) ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()
②入手方法		☒ 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ ☐ 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム ☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 ()
③使用目的 ※		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の対象者の個人番号を利用して効率的な事務運用を図るため。
④使用の主体	使用部署	保健こども部健康増進課
	使用者数	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">[10人以上50人未満]</div> <div> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 </div> </div>
⑤使用方法		接種記録の管理等 他自治体への接種情報提供、照会
	情報の突合	他自治体への接種情報提供、照会の場合のみ個人番号を利用する。
⑥使用開始日		令和3年5月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		<div> <div>[委託する]</div> <div> <div><選択肢></div> <div>1) 委託する 2) 委託しない</div> </div> </div> <div>(2) 件</div>
委託事項1		健康管理システムの運用保守
①委託内容		健康管理システムの運用保守
②委託先における取扱者数		<div> <div>[10人未満]</div> <div> <div><選択肢></div> <div> <div>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満</div> <div>3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満</div> <div>5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</div> </div> </div> </div>
③委託先名		株式会社サンネット
再委託	④再委託の有無 ※	<div> <div>[再委託する]</div> <div> <div><選択肢></div> <div>1) 再委託する 2) 再委託しない</div> </div> </div>
	⑤再委託の許諾方法	原則再委託は認めないが、あらかじめ市長の承諾を得た場合は再委託を許諾する。業務委託における重要情報資産・個人情報の取扱留意事項に従う。
	⑥再委託事項	健康管理システムの運用保守
委託事項2～5		
委託事項2		健康管理システム(基本セット内)の運用保守
①委託内容		健康管理システム(基本セット内)の運用保守
②委託先における取扱者数		<div> <div>[10人未満]</div> <div> <div><選択肢></div> <div> <div>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満</div> <div>3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満</div> <div>5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</div> </div> </div> </div>
③委託先名		株式会社サンネット
再委託	④再委託の有無 ※	<div> <div>[再委託する]</div> <div> <div><選択肢></div> <div>1) 再委託する 2) 再委託しない</div> </div> </div>
	⑤再委託の許諾方法	原則再委託は認めないが、あらかじめ市長の承諾を得た場合は再委託を許諾する。業務委託における重要情報資産・個人情報の取扱留意事項に従う。
	⑥再委託事項	健康管理システム(基本セット内)の運用保守
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

提供・移転の有無	[○] 提供を行っている （ ）件 [] 移転を行っている （ ）件 [] 行っていない
提供先1	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26の項
②提供先における用途	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務
③提供する情報	予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2.基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 （)
⑦時期・頻度	当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる 本人の数	[] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	
⑥移転方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [] 庁内連携システム [] 専用線 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [] フラッシュメモリ [] 紙 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [] その他 () </div>
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去	
<p>保管場所 ※</p>	<p>＜健康管理システムにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入退室管理をしている建物の中で、更に入退室管理をしている事務室に設置したサーバ内に保管する。 ・当市では住民票を磁気ディスクで調製しており、以下に示した条件を満たしているサーバ内にデータとして保管している。 ・24時間入退館管理・監視をしている建物（データセンター）の中で、さらに入退室管理・監視を行っている屋（サーバ室）に設置したサーバ内に保管する。 ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証（ログイン）、認可（処理権限の付与）、監査（ログ運用）を行っている。 <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。</p> <p>なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 <p>②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>＜ガバメントクラウドにおける措置＞</p> <p>①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目>

- ・個人番号
- ・宛名番号
- ・自治体コード
- ・属性情報(氏名、振り仮名、生年月日、性別、住所)
- ・接種状況(実施/未実施)
- ・接種回
- ・接種日
- ・ワクチンメーカー
- ・ロット番号
- ・ワクチン種類(※)
- ・製品名(※)
- ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)

※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

ガバメントクラウド移行後

<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目(予診票発行情報)>

- ・市区町村コード
- ・宛名番号
- ・接種種類コード
- ・回数
- ・履歴番号
- ・最新フラグ
- ・発行日
- ・発行場所
- ・接種券番号
- ・登録日
- ・登録支所
- ・削除フラグ
- ・操作者ID
- ・操作年月日
- ・操作時刻

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>＜健康管理システムにおける措置＞</p> <p>他システムとの連携により入手する場合には、必要な情報以外は連携されないことをシステム上で担保する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>＜健康管理システムにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザーID及びパスワードによる認証を実施することで、システムを利用する職員を限定し、各ユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限する。 ・他システムとの通信ネットワークは外部と直接接続できない仕組みである。 	

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<健康管理システムにおける措置> ・業務上必要でない情報へ不要なアクセスができないよう、利用権限等の設定を行う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <div> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div>	
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている] <div> <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない </div>	
具体的な管理方法	<健康管理システムにおける措置> ・システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザーID及びパスワードによる認証を実施する。 ・ユーザー毎に利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施する。 ・なりすましによる不正を防止するため、ユーザーID及びパスワードの共有を禁止するとともに、パスワードに一定の有効期限を設ける。	
その他の措置の内容	<健康管理システムにおける措置> ・職員の異動等が発生した際には、当該職員のアクセス権限情報を確認し、業務上不要となったものについては廃止の登録を行う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <div> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div>	
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<健康管理システムにおける措置> ・バックアップ処理や外部媒体への書き出しといった複製は、限られた者のみしか行えないようシステムで制御する。 ・不正な操作がないか、業務上必要なでない検索、又は抽出等が行われていないかなどを確認するため、システム操作履歴(操作ログ)を記録しチェックする。 (移行作業時に関する措置) 特定個人情報ファイルのデータ移行に伴うリスク対策については、通常運用時に準じた以下のような対策を行う。 ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効する。当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの的に制御する。 ・移行作業をシステム間でのデータ転送により行う場合は、専用線による接続を行うことで外部からの読み取りを防止する。 ・移行作業にあたって、作業員以外は対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定する。 ・移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業員に対して周知徹底を行う。 ・移行作業に関しては、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないかログ監視できる仕組みを講じる。 ・利用しなくなった環境に関して、特定個人情報等が記録された機器を廃棄する場合は、専用のデータ削除ソフトウェアの利用により、データを復元できないよう電子的に完全に消去する。 ・利用しなくなった環境や移行作業で使用した、特定個人情報等が記録された電子記録媒体等を廃棄する場合、物理的な破壊等によりデータを復元できないよう完全に消去する。		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	<div> <div>[定めている]</div> <div> <div><選択肢></div> <div> <div>1) 定めている</div> <div>2) 定めていない</div> </div> </div> </div>	
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・持ち出しの禁止 ・目的外使用の禁止 ・再委託の禁止 ・損害賠償 ・契約の解除 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	<div> <div>[十分に行っている]</div> <div> <div><選択肢></div> <div> <div>1) 特に力を入れて行っている</div> <div>2) 十分に行っている</div> <div>3) 十分に行っていない</div> <div>4) 再委託していない</div> </div> </div> </div>	
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・再委託を行う場合は、委託先からの事前報告等により、再委託先の情報管理体制や委託先と再委託先が秘密保持等に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置の内容を確認する。 	
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <健康管理システムにおける措置> ・外部委託業者を選定する際、先方の情報保護管理体制を確認する。 ・業務実施場所を庁舎内に限定し、情報の外部持ち出しを禁止する。 ・システムへのアクセスログを記録する。 ・委託業者へのデータ提供、委託業者からの返却にあたっては、授受簿による管理を行い、契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定の遵守を徹底している。 	
リスクへの対策は十分か	<div> <div>[十分である]</div> <div> <div><選択肢></div> <div> <div>1) 特に力を入れている</div> <div>2) 十分である</div> <div>3) 課題が残されている</div> </div> </div> </div>	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<div></div>		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○] 提供・移転しない
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
リスク1：目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>・中間サーバー・ソフトウェアでは、情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えている。</p> <p>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が行われるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・団体内統合宛名システムでは、個人番号利用事務(システム)からの接続には認証を必須とし、個人番号利用事務(システム)以外のアクセスはできない対策を実施している。 ・団体内統合宛名システムでは、ユーザIDによる認証と認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。 ・中間サーバー・ソフトウェアでは、情報提供機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リスト(※2)に基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・中間サーバー・ソフトウェアでは、情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバー・ソフトウェアでは、特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。 (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>・不適切な方法で提供されるリスク</p> <p>: 団体内統合宛名システムでは、通信路セキュリティとして経路暗号化を実施している。</p> <p>: 団体内統合宛名システムでは、中間サーバーに接続許可対象システムとして登録することで、中間サーバーへの提供元を団体内統合宛名システムに限定している。</p> <p>: 中間サーバー・ソフトウェアでは、セキュリティ管理機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。</p> <p>: 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>: 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</p> <p>: 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>: 中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p> <p>・誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク</p> <p>: 団体内統合宛名システムでは、情報提供相手が中間サーバーであることを確認後、情報提供している。</p> <p>: 団体内統合宛名システムでは、接続許可対象を制限することで、情報提供のリクエスト受付時にリクエスト元が中間サーバーであることを確認している。</p> <p>: 中間サーバー・ソフトウェアでは、情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</p> <p>: 中間サーバー・ソフトウェアでは、情報提供データベース管理機能(※2)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。</p> <p>: 中間サーバー・ソフトウェアの情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</p> <p>(※1)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。</p> <p>(※2)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>	

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </div>
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし </div>
その内容	
再発防止策の内容	

<p>その他の措置の内容</p>	<p>＜ガバメントクラウドにおける措置＞</p> <p>【物理的安全管理措置】</p> <p>①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。</p> <p>②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p> <p>【技術的安全管理措置】</p> <p>①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</p> <p>②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第2.1版】」(デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</p> <p>③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。</p> <p>④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>【物理的安全管理措置】</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。</p> <p>なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 <p>【技術的安全管理措置】</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。</p> <p>⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p> <p>⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。</p>
------------------	--

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>(移行作業時に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。 ・データ消去を他者に委託する場合は、特定個人情報が記録された機器を廃棄する際は、消去証明書等により消去されたことを確認する。 <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・データの廃棄時は、データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。 		
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
<div> <div>具体的な方法</div> <div> <p>職員及び臨時職員に対しては、個人情報保護、情報セキュリティの研修を行う。</p> </div> </div>		
10. その他のリスク対策		
<p><ガバメントクラウドにおける措置>ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。</p> <p>ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。</p> <p>具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテランの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。</p>		

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 生活環境部 くらし安全課 電話番号 0835-25-2194
②請求方法	本人確認書類の提示および指定様式による書面の提示により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	－
④個人情報ファイル簿への不記載等	－
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	747-0805 防府市鞠生町12番1号 防府市 保健こども部 健康増進課 電話番号 0835-24-2161
②対応方法	問合せを受け付けた際には対応内容につき記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和8年10月16日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	-
②実施日・期間	-
③主な意見の内容	-
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	-
②方法	-
③結果	-

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月7日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能	略	略 以下追記。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施	事前	その他項目の変更 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施)
令和4年7月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	[○]その他 ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、健康管理システム	[○]その他 ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、健康管理システム、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム	事前	重要な変更による評価の再実施 (新たなシステムの追加)
令和4年7月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 ②入手方法	[○]その他 ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、健康管理システム	[○]その他 ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、健康管理システム、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム	事前	その他の項目の変更 (新たなシステムの追加)
令和4年7月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 情報の突合	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。	事後	その他の項目の変更 (VRSによる他市区町村への接種記録照会の運用追加(一括照会機能)に係る変更)
令和4年7月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱い委託 委託事項1	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事前	その他の項目の変更 (委託事項の追加)
令和4年7月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱い委託 委託事項1 ①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事前	その他の項目の変更 (委託内容の追加)
令和4年7月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	略	略 以下追記 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。	事前	重要な変更による評価の再実施 (保管場所についての追加措置)
令和4年7月7日	III リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスクに対する措置の内容 ②部分	②転出先市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。	②他市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。	事後	重要な変更にあたらな (リスクを明らかに軽減させる方法)
令和4年7月7日	III リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスクに対する措置の内容 ④部分	略 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 略	略 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 略	事前	重要な変更にあたらな (リスクを明らかに軽減させる方法)

令和4年7月7日	Ⅲリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	略	略 以下追記。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・個人番号カードの読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が発信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。	事前	重要な変更にあたらな (リスクを明らかに軽減させる方法)
令和4年7月7日	Ⅲリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱の委託 その他措置の内容	略 (VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。 略	略 (VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。 略	事前	重要な変更にあたらな (リスクを明らかに軽減させる方法)
令和4年7月7日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びその他のリスクに対する措置	略	略 以下追記。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、 証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事前	重要な変更にあたらな (リスクを明らかに軽減させる方法)
令和5年10月11日	(別添1)特定個人ファイル記録項目	略 ・接種回(1回目/2回目/3回目) 略	略 ・接種回(1回目/2回目/3回目/4回目/5回目/6回目) 略	事後	重要な変更にあたらな (接種回数増加による変更)
令和5年10月11日	Ⅲリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークを通じた提供を除く。) ルール内容及びルール順守の確認方法	・番号法等の法令に基づく事務以外には特定個人情報の提供・移転は行わない。 ・提供、移転にあつては、防府市個人情報保護条例第8条の2「特定個人情報の利用及び提供の制限」及び第9条「オンライン結合による提供」を遵守する。	番号法等の法令の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、規定の範囲内において特定個人情報の提供・移転を行う。	事後	重要な変更にあたらな (防府市個人情報保護条例廃止に伴う変更)
令和5年10月11日	Ⅳリスク対策 8 監査 実施の有無	内部監査[]	内部監査[○]	事後	重要な変更にあたらな (令和4年度内部監査)
令和6年9月30日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ①システムの名称	記載なし	健康管理システム(標準化対応版)	事前	重要な変更(ガバメントクラウド移行に伴う変更)

令和6年9月30日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	記載なし	1. 照会機能 選択した対象者が受けた予防接種の種類、接種日、実施医療機関名等を表示する。個人の属性(住所、氏名、生年月日等)が表示される。 2. 入力機能 選択した対象者が受けた予防接種の種類、接種日、実施医療機関名等を入力する。 3. 予防接種対象者等への発行機能 指定した予防接種の対象者を抽出し、一覧表、予防接種券(シール)等を入力する。 4. 新型コロナワクチンの対象者情報について、ワクチン接種記録システム(VRS)登録用CSVファイルを作成する。	事前	重要な変更(ガバメントクラウド移行に伴う変更)
令和6年9月30日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 (ワクチン接種記録システムVRS)	事前	重要な変更(ガバメントクラウド移行に伴う変更)
令和6年9月6日	I 基本情報 4 個人番号の利用※ 法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一の10の項略	・番号法第9条第1項及び別表14の項略	事後	重要な変更にあたらない(法令改正に伴う変更)
令和6年9月6日	I 基本情報 5 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠規定) ・番号法第19条第8号、別表第二の16の2項 (情報提供の根拠規定) ・番号法第19条第8号、別表第二の16の2項	(情報照会の根拠規定) ・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項 (情報提供の根拠規定) ・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項	事後	重要な変更にあたらない(法令改正に伴う変更)
令和6年9月6日	I 基本情報 6 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部新型コロナウイルスワクチン接種対策室	保健こども部健康増進課	事後	重要な変更にあたらない(組織改革による変更)
令和6年9月6日	I 基本情報 6 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	新型コロナウイルスワクチン接種対策室長	健康増進課長	事後	重要な変更にあたらない(組織改革による変更)
令和6年9月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 2 基本情報 ④記録される項目	10項目未満	10項目以上50項目未満	事前	重要な変更(ガバメントクラウド移行に伴う変更)
令和6年9月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 2 基本情報 ⑥事務担当部署	健康福祉部新型コロナウイルスワクチン接種対策室	保健こども部健康増進課	事後	重要な変更にあたらない(組織改革による変更)
令和6年9月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	健康福祉部新型コロナウイルスワクチン接種対策室	保健こども部健康増進課	事後	重要な変更にあたらない(組織改革による変更)
令和6年9月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 再委託 ⑤再委託の許諾方法	原則再委託は認めないが、あらかじめ市長の承諾を得た場合は再委託を許諾する。	原則再委託は認めないが、あらかじめ市長の承諾を得た場合は再委託を許諾する。 業務委託における重要情報資産・個人情報の取扱留意事項に従う。	事前	重要な変更(ガバメントクラウド移行に伴う変更)
令和6年9月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の16の2項	番号法第19条第8号、番号法第19条第8号に基づいて主務省令第2条の表25の項	事後	重要な変更にあたらない(法令改正に伴う変更)

令和6年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6 特定個人情報の保管・消去保管場所	略	略 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	重要な変更(ガバメントクラウド移行に伴う変更)
令和6年9月6日	(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目	略 ・接種回(1回目/2回目/3回目/4回目/5回目/6回目) 略	略 ・接種回(1回目/2回目/3回目/4回目/5回目/6回目/7回目) 略	事後	重要な変更にあたらな (接種回数増加による変更)
令和6年9月30日	(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目	略	略 ガバメントクラウド移行後 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目(予診票発行情報)＞ ・市区町村コード ・宛名番号 ・接種種類コード ・回数 ・履歴番号 ・最新フラグ ・発行日 ・発行場所 ・接種券番号 ・登録日 ・登録支所 ・削除フラグ ・操作者ID ・操作年月日 ・操作時刻	事前	重要な変更(ガバメントクラウド移行に伴う変更)
令和6年9月30日	Ⅲリスク対策 3 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	略	略 (移行作業時に関する措置) 特定個人情報ファイルのデータ移行に伴うリスク対策については、通常運用時に準じた以下のよう な対策を行う。 ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に 関する作業者には、特定個人情報ファイルの取扱 権限を持つIDを発効する。当該IDの権限及び数は 必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行 えないようシステム的に制御する。 ・移行作業をシステム間でのデータ転送により行う 場合は、専用線による接続を行うことで外部から の読み取りを防止する。 ・移行作業にあたって、作業者以外は対象ファイ ルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定 する。 ・移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよ う、作業者に対して周知徹底を行う。 ・移行作業に関しては、データ抽出等の不正な持 ち出しが行われていないかログ監視できる仕組み を講じる。 ・利用しなくなった環境に関して、特定個人情報等 が記録された機器を廃棄する場合は、専用のデー タ削除ソフトウェアの利用により、データを復元で きないよう電子的に完全に消去する。 ・利用しなくなった環境や移行作業で使用した、特 定個人情報等が記録された電子記録媒体等を廃 棄する場合、物理的な破壊等によりデータを復元 できないよう完全に消去する。	事前	重要な変更(ガバメントクラウド移行に伴う変更)
令和6年9月30日	Ⅲリスク対策 7 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	記載なし	別紙変更箇所 項目No.1を参照	事前	重要な変更(ガバメントクラウド移行に伴う変更)
令和6年9月30日	Ⅲリスク対策 7 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去に おけるその他のリスク及びそのリ スクに対する措置	略	(移行作業時に関する措置) ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファ イルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了 後は不正使用がないことを確認した上で破壊し、 破壊日時、破壊方法を記録する。 ・データ消去を他者に委託する場合は、特定個人 情報が記録された機器を廃棄する際は、消去証明 書等により消去されたことを確認する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ・データの廃棄時は、データの復元がなされないよ う、クラウド事業者において、NIST 800-88、 ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって 確実にデータを消去する。	事前	重要な変更(ガバメントクラウド移行に伴う変更)
令和6年9月6日	Ⅲリスク対策 8 監査 実施の有無	内部監査[○]	内部監査[]	事後	重要な変更にあたらな (監査計画によるため)

令和6年9月30日	Ⅲリスク対策 10 その他のリスク対策	略	略 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	重要な変更(ガバメントクラウド移行に伴う変更)
令和6年9月6日	Ⅳ開示請求、問合せ 1 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 総合政策部 広報広聴課 電話番号 0835-25-2194	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 生活環境部 暮らし安全課 電話番号 0835-25-2194	事後	重要な変更にあたらない(組織改革による変更)
令和6年9月6日	Ⅳ開示請求、問合せ 2 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ ①連絡先	747-0805 防府市鞠生町12番1号 防府市 健康福祉部 新型コロナウイルスワクチン接種対策室 電話番号 0835-24-2191	747-0805 防府市鞠生町12番1号 防府市 保健こども部 健康増進課 電話番号 0835-24-2161	事後	重要な変更にあたらない(組織改革による変更)
令和6年9月6日	Ⅰ 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	・ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施	・ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会	事後	新型コロナワクチン特例臨時接種終了に伴う変更
令和6年9月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	【○】その他 ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、健康管理システム、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム	【○】その他 ワクチン接種記録システム(VRS)、健康管理システム	事後	新型コロナワクチン特例臨時接種終了に伴う変更
令和6年9月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	【○】その他 ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、健康管理システム、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム	【○】その他 ワクチン接種記録システム(VRS)、健康管理システム	事後	新型コロナワクチン特例臨時接種終了に伴う変更
令和6年9月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	事後	新型コロナワクチン特例臨時接種終了に伴う変更
令和6年9月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	新型コロナワクチン特例臨時接種終了に伴う変更
令和6年9月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	新型コロナワクチン特例臨時接種終了に伴う変更
令和6年9月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6 特定個人情報の保管・消去 保管場所	略 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。	略 削除	事後	新型コロナワクチン特例臨時接種終了に伴う変更

令和6年9月6日	Ⅲリスク対策 2 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスクに対する措置の内容	＜健康管理システムにおける措置＞ 他システムとの連携により入手する場合には、必要な情報以外は連携されないことをシステム上で担保する。 略	＜健康管理システムにおける措置＞ 他システムとの連携により入手する場合には、必要な情報以外は連携されないことをシステム上で担保する。 削除	事後	新型コロナワクチン特例臨時接種終了に伴う変更
令和6年9月6日	Ⅲリスク対策 2 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。))におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	略 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じること、意図しない不適切な方法で特定個人情報が発信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	略 削除	事後	新型コロナワクチン特例臨時接種終了に伴う変更
令和6年9月6日	Ⅲリスク対策 2 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。))におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	略 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・個人番号カードの読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が発信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。	略 削除	事後	新型コロナワクチン特例臨時接種終了に伴う変更
令和6年9月6日	Ⅲリスク対策 3 特定個人情報の使用 リスクに対する措置の内容	＜健康管理システムにおける措置＞ ・業務上必要でない情報へ不要なアクセスができないよう、利用権限等の設定を行う。 ＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システムに接続できるが、個人番号にはアクセスできないように制御している。	＜健康管理システムにおける措置＞ ・業務上必要でない情報へ不要なアクセスができないよう、利用権限等の設定を行う。	事後	新型コロナワクチン特例臨時接種終了に伴う変更
令和6年9月6日	Ⅲリスク対策 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 その他の措置の内容	略 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 各市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係で規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者へ委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 略	略 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 各市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係で規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者へ委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 略	事後	新型コロナワクチン特例臨時接種終了に伴う変更

令和6年9月6日	Ⅲリスク対策 9 従事者に対する教育・啓発 具体的な方法	職員及び臨時職員に対しては、個人情報保護、情報セキュリティの研修を行う。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ デジタル庁から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条（市区町村の責任）に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。	職員及び臨時職員に対しては、個人情報保護、情報セキュリティの研修を行う。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 厚生労働省から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条（市区町村の責任）に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。	事後	新型コロナワクチン特例臨時接種終了に伴う変更（国の所管変更）
令和6年9月6日	Ⅲリスク対策 10 その他のリスク対策	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ デジタル庁から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条（情報到達の責任分界点）、第8条（通信経路の責任分界点）、第9条（市区町村の責任）に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 厚生労働省から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条（情報到達の責任分界点）、第8条（通信経路の責任分界点）、第9条（市区町村の責任）に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	事後	新型コロナワクチン特例臨時接種終了に伴う変更（国の所管変更）
令和7年8月29日	I 基本情報 2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5－①システムの名称	健康管理システム（標準化対応版）	健康管理システム（基本セット内）	事後	ガバメントクラウド移行に伴うシステム名称の修正
令和7年8月29日	I 基本情報 2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6－①システムの名称	新規	団体内統合宛名システム（基本セット内）	事後	ガバメントクラウド移行に伴うシステムの追加
令和7年8月29日	I 基本情報 2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6－②システムの機能	新規	1. 宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号（以下「統合宛名番号」という。）が未登録の個人について、新規に統合宛名番号を付番する。各事務システムからの統合宛名番号要求に対し、統合宛名番号を付番し、各事務システム及び中間サーバーに対し返却する。 2. 宛名情報等管理機能 統合宛名システムにおいて宛名情報を統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する。 3. 中間サーバー連携機能 中間サーバー、又は中間サーバー端末からの要求に基づき、統合宛名番号に紐づく宛名情報等を通知する。 4. 各事務システム連携機能 各事務システムからの要求に基づき、個人番号、又は統合宛名番号に紐づく宛名情報を通知する。	事後	ガバメントクラウド移行に伴うシステムの追加
令和7年8月29日	I 基本情報 2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6－③他のシステムとの接続	新規	[] 情報提供ネットワークシステム [O] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [O] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [O] 税務システム [O] その他（中間サーバー）	事後	ガバメントクラウド移行に伴うシステムの追加
令和7年8月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6特定個人情報の保管・消去 保管場所	略 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 略	略 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 略	事後	重要な変更にあたらない（自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う修正）

令和7年8月29日	Ⅲリスク対策 6情報提供ネットワークシステムとの接続 情報ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・不適切な方法で提供されるリスク : 団体内統合宛名システムでは、通信路セキュリティとして経路暗号化を実施している。 : 団体内統合宛名システムでは、中間サーバーに接続許可対象システムとして登録することで、中間サーバーへの提供元を団体内統合宛名システムに限定している。 : 中間サーバー・ソフトウェアでは、セキュリティ管理機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 : 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 : 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 : 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 : 中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。略	・不適切な方法で提供されるリスク : 団体内統合宛名システムでは、通信路セキュリティとして経路暗号化を実施している。 : 団体内統合宛名システムでは、中間サーバーに接続許可対象システムとして登録することで、中間サーバーへの提供元を団体内統合宛名システムに限定している。 : 中間サーバー・ソフトウェアでは、セキュリティ管理機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 : 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 : 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 : 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 : 中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。略	事後	重要な変更にあたらな(自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う修正)
令和7年8月29日	Ⅲリスク対策 7特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	略	別紙変更箇所 項目No.2を参照	事後	重要な変更にあたらな(自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う修正)
令和7年8月29日	Ⅲリスク対策 10その他のリスク対策	略	略 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。	事後	重要な変更にあたらな(自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う修正)
令和7年12月26日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他区市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他区市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)終了のため
令和7年12月26日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1	ワクチン接種記録システム(VRS)	削除 (システム2～4をシステム1～3へ繰り上げ)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)終了のため
令和7年12月26日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	1. 照会機能 選択した対象者が受けた予防接種の種類、接種日、実施医療機関名等を表示する。個人の属性(住所、氏名、生年月日等)が表示される。 2. 入力機能 選択した対象者が受けた予防接種の種類、接種日、実施医療機関名等を入力する。 3. 予防接種対象者等への発行機能 指定した予防接種の対象者を抽出し、一覧表、予防接種券(シール)等を出力する。 4. 新型コロナワクチンの対象者情報について、ワクチン接種記録システム(VRS)登録用CSVファイルを作成する。	1. 照会機能 選択した対象者が受けた予防接種の種類、接種日、実施医療機関名等を表示する。個人の属性(住所、氏名、生年月日等)が表示される。 2. 入力機能 選択した対象者が受けた予防接種の種類、接種日、実施医療機関名等を入力する。	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)終了のため
令和7年12月26日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	[○]その他 (ワクチン接種記録システム(VRS))	[]その他()	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)終了のため
令和7年12月26日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5	健康管理システム(基本セット内)	削除 (システム6をシステム4へ繰り上げ)	事後	ガバメントクラウド移行に伴う変更

令和7年12月26日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表14の項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	・番号法第9条第1項及び別表14の項	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)終了のため
令和7年12月26日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠規定) ・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項 (情報提供の根拠規定) ・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項	(情報照会の根拠規定) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25,27,28,29の項 (情報提供の根拠規定) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25,26の項	事後	定期見直しに係る修正
令和7年12月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	[○]その他(ワクチン接種記録システム(VRS)、健康管理システム)	[]その他()	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)終了のため
令和7年12月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	1. 識別情報 対象者を正確に特定するために保有 2. 連絡先情報 正確な本人特定のため、予診票等に記入された情報と突合するために保有 3. 業務関係情報 予防接種履歴管理を適正に行うために保有	1. 識別情報 対象者を正確に特定するために保有 2. 連絡先情報 正確な本人特定のため、予診票等に記入された情報と突合するために保有 3. 業務関係情報 予防接種履歴管理を適正に行うために保有	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)終了のため
令和7年12月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[○]その他(ワクチン接種記録システム(VRS)、健康管理システム)	[]その他()	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)終了のため
令和7年12月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	接種記録の管理等 他自治体への接種情報提供、照会	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)終了のため
令和7年12月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 情報の突合	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。	他自治体への接種情報提供、照会の場合のみ個人番号を利用する。	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)終了のため
令和7年12月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報第の取扱いの委託 委託の有無	[委託する] (2)件	[委託する] (1)件	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)終了のため
令和7年12月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報第の取扱いの委託 委託事項1	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	削除 (委託事項2を委託事項1へ繰り上げ)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)終了のため
令和7年12月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	[○]提供を行っている(2)件	[○]提供を行っている(1)件	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)終了のため
令和7年12月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先1	市町村長	削除 (提供先2を提供先1へ繰り上げ)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)終了のため
令和7年12月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法 第19条第8号、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25,26の項	事後	定期見直しに係る修正

令和7年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去保管場所	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 略</p> <p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。 クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> 略</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 略</p> <p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置> 削除</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> 略</p>	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)終了のため
令和7年12月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 7. 備考	<p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システムを用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできなかったため、消去することができない。</p>	削除	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)終了のため
令和7年12月26日	(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目記録項目	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目> ・個人番号 ・宛名番号 ・自治体コード ・接種券番号 ・属性情報(氏名、生年月日、性別) ・接種状況(実施/未実施) ・接種回(1回目/2回目/3回目/4回目/5回目/6回目/7回目) ・接種日 ・ワクチンメーカー ・ロット番号 ・ワクチン種類(※) ・製品名(※) ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※) ・証明書ID(※) ・証明書発行年月日(※) ※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ</p> <p><ガバメントクラウド移行後> 略</p>	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目> ・個人番号 ・宛名番号 ・自治体コード ・属性情報(氏名、振替仮名、生年月日、性別、住所) ・接種状況(実施/未実施) ・接種回 ・接種日 ・ワクチンメーカー ・ロット番号 ・ワクチン種類(※) ・製品名(※) ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※) ※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ</p> <p><ガバメントクラウド移行後> 略</p>	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)終了のため
令和7年12月26日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。))におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p><健康管理システムにおける措置> 略</p> <p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。 ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。</p>	<p><健康管理システムにおける措置> 略</p> <p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置> 削除</p>	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)終了のため
令和7年12月26日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 ユーザー認証の管理 具体的な管理方法	<p><健康管理システムにおける措置> 略</p> <p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置> 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システムにおける特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システムにおけるログイン認証は、ユーザID/パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。</p>	<p><健康管理システムにおける措置> 略</p> <p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置> 削除</p>	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)終了のため
令和7年12月26日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 その他の措置の内容	<p><健康管理システムにおける措置> 略</p> <p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置> システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。</p>	<p><健康管理システムにおける措置> 略</p> <p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置> 削除</p>	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)終了のため

令和7年12月26日	Ⅲリスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用における その他のリスク及びそのリスク に対する措置	＜健康管理システムにおける措置＞ 略 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種 事務における追加措置＞ 略 (移行作業時に関する措置) 略	別紙変更箇所 項目No.3を参照	事後	ワクチン接種記録システム (VRS)終了のため
令和7年12月26日	Ⅲリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 その他措置の内容	＜健康管理システムにおける措置＞ 略 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種 事務における追加措置＞ 各市、国、当該システムの運用保守事業者の三者 の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの 利用にあたっての確認事項(規約)」に同意するこ とにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記 録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを 当該システムの運用保守事業者に委託することと する。なお、次の内容については、当該確認事項 に規定されている。 ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱 いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な 取扱いの確保 ・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電 子交付機能において、申請者本人から特定個人 情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	＜健康管理システムにおける措置＞ 略 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種 事務における追加措置＞ 削除	事後	ワクチン接種記録システム (VRS)終了のため
令和7年12月26日	Ⅲリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークを 通じた提供を除く。)	[] 提供・移転しない	[○] 提供・移転しない	事後	ワクチン接種記録システム (VRS)終了のため
令和7年12月26日	Ⅲリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークを 通じた提供を除く。) 特定個人情報の提供・移転に 関するルール	[定めている]	削除	事後	ワクチン接種記録システム (VRS)終了のため
令和7年12月26日	Ⅲリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークを 通じた提供を除く。) ルールの内容及びルール順守 の確認方法	番号法等の法令の規定に基づき認められる特定 個人情報の提供について、規定の範囲内におい て特定個人情報の提供・移転を行う。	削除	事後	ワクチン接種記録システム (VRS)終了のため
令和7年12月26日	Ⅲリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークを 通じた提供を除く。) その他の措置の内容	＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ワクチン接種記録システムでは、他市区町村へ の提供の記録を取得しており、委託業者から 「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をす ることができる。	削除	事後	ワクチン接種記録システム (VRS)終了のため
令和7年12月26日	Ⅲリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークを 通じた提供を除く。) リスクへの対策は十分か	[十分である]	削除	事後	ワクチン接種記録システム (VRS)終了のため
令和7年12月26日	Ⅲリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークを 通じた提供を除く。) 特定個人情報の提供・移転に 関するルール移転(委託や情報 提供ネットワークシステムを通じ た提供を除く。))におけるその他 のリスクに対する措置	＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ・ 転出元市区町村への個人番号の提供 各市への転入者について、転出元市区町村から 接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個 人番号を提供するが、その際は、 ①本人同意及び本人確認が行われた情報だけを ワクチン接種記録システムを用いて提供する。 ②個人番号と共に転出元の市区町村コードを送 信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個 人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区 町村では、該当者がいないため、誤った市区町村 に対して個人番号が提供されない仕組みとなっ ている。 ・ 特定個人情報の提供は、限定された端末(LG- WAN端末)だけができるように制御している。 ・ 特定個人情報を提供する場面を、必要最小限に 限定している。具体的には、各市への転入者につ いて、転出元市区町村での接種記録を入手するた めに、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元 の市区町村コードを提供する場面に限定してい る。	削除	事後	ワクチン接種記録システム (VRS)終了のため
令和7年12月26日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	＜ワクチン接種記録システムにおける措置＞ 略	＜ワクチン接種記録システムにおける措置＞ 削除	事後	ワクチン接種記録システム (VRS)終了のため

令和7年12月26日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ 略 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 略	別紙変更箇所 項目No.4を参照	事後	ガバメントクラウド移行に伴う変更
令和7年12月26日	Ⅲリスク対策 9. 従事者に対する教育・啓発 具体的な方法	職員及び臨時職員に対しては、個人情報保護、 情報セキュリティの研修を行う。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種 事務における追加措置＞ 厚生労働省から発出された「新型コロナウイルス ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確 認事項」に同意のうえ、第9条（市区町村の責任） に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管 理し、必要な指導をする。	職員及び臨時職員に対しては、個人情報保護、 情報セキュリティの研修を行う。	事後	ワクチン接種記録システム （VRS）終了のため
令和7年12月26日	Ⅲリスク対策 10. その他のリスク対策	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種 事務における追加措置＞ 厚生労働省から発出された「新型コロナウイルス ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確 認事項」に同意のうえ、第7条（情報到達の責任分 界点）、第8条（通信経路の責任分界点）、第9条 （市区町村の責任）に則し、適切に当該システムを 利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場 合、適切な対応をとることができる体制を構築す る。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ 略	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種 事務における追加措置＞ 削除 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ 略	事後	ワクチン接種記録システム （VRS）終了のため
令和8年10月16日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務において使用するシス テム システム2	システム2 団体内統合宛名システム	削除 （システム3、4をシステム2、3へ繰り上げ）	事後	ガバメントクラウドへの移行終 了に伴う変更
令和9年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務において使用するシス テム システム4 ①システムの名称	新規	健康管理システム（基本セット内）	事前	重要な変更（ガバメントクラウド の移行に伴う変更）
令和9年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務において使用するシス テム システム4 ②システムの機能	新規	1. 照会機能 選択した対象者が受けた予防接種の種類、接種 日、実施医療機関名等を表示する。個人の属性 （住所、氏名、生年月日等）が表示される。 2. 入力機能 選択した対象者が受けた予防接種の種類、接種 日、実施医療機関名等を入力する。	事前	重要な変更（ガバメントクラウド の移行に伴う変更）
令和9年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務において使用するシス テム システム4 ③他のシステムとの接続	新規	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他（ ）	事前	重要な変更（ガバメントクラウド の移行に伴う変更）
令和9年1月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概 要 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託の有無	[委託する] （ 1 ）件	[委託する] （ 2 ）件	事前	重要な変更（ガバメントクラウド の移行に伴う変更）
令和9年1月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概 要 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託事項2	新規	健康管理システム（基本セット内）の運用保守	事前	重要な変更（ガバメントクラウド の移行に伴う変更）
令和9年1月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概 要 4. 特定個人情報ファイルの取 扱い委託 委託事項2 ①委託内容	新規	健康管理システム（基本セット内）の運用保守	事前	重要な変更（ガバメントクラウド の移行に伴う変更）
令和9年1月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概 要 4. 特定個人情報ファイルの取 扱い委託 委託事項2 ②委託先における取扱者数	新規	10人未満	事前	重要な変更（ガバメントクラウド の移行に伴う変更）
令和9年1月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概 要 4. 特定個人情報ファイルの取 扱い委託 委託事項2 ③委託先名	新規	株式会社サンネット	事前	重要な変更（ガバメントクラウド の移行に伴う変更）
令和9年1月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概 要 4. 特定個人情報ファイルの取 扱い委託 委託事項2 ④再委託の有無	新規	再委託する	事前	重要な変更（ガバメントクラウド の移行に伴う変更）

令和9年1月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱い委託 委託事項2 ⑤再委託の許諾方法	新規	原則再委託は認めないが、あらかじめ市長の承諾を得た場合は再委託を許諾する。 業務委託における重要情報資産・個人情報の取扱留意事項に従う。	事前	重要な変更(ガバメントクラウドの移行に伴う変更)
令和9年1月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱い委託 委託事項2 ⑥再委託事項	新規	健康管理システム(基本セット内)の運用保守	事前	重要な変更(ガバメントクラウドの移行に伴う変更)
令和8年10月16日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和6年9月6日	令和8年10月16日	事前	重要な変更(ガバメントクラウドの移行に伴う変更)